

杉並区立松溪中学校 いじめ防止基本方針

令和5年7月
杉並区立松溪中学校

1. 杉並区立松溪中学校いじめ防止基本方針策定の意義

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な学校生活をいかに送るかという課題であり、いじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

松溪中学校（以下「本校」）いじめ防止基本方針（以下「基本方針」）は、本校のいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携し、いじめ防止への対処と対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2. いじめの定義（「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」より）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめの防止

いじめは、人権を侵害する行為である。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害しその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならない。

4. いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、本校でも誰にでも起こりうるという認識の下、日常的に未然防止に取り組み、いじめを把握した場合は速やかに解決することに努め、生徒1人1人の安心した学校生活を守ることが責務である。

とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として、家庭、地域、関係機関が相互に連携して取り組むことが必要である。

（1）いじめを生まない、許さない学校づくり

- ・いじめに関する生徒の理解を深め、いじめ防止を図る。

（2）生徒をいじめから守り、いじめ解決に向けた行動を促す。

- ・いじめられた生徒を守る。
- ・生徒の取り組みを支える。
- ・いじめる側への厳しくも心へ働きかける指導。

（3）教員の指導力の向上と組織的な対応

- ・学校が一丸となっていじめ問題に取り組む。

（4）家庭、地域、関係機関と連携して取り組む

- ・4者（学校、家庭、地域、関係機関）が総掛かりでいじめ問題に取り組む。

5. 学校における取り組み

(1) 未然防止

- ①「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という雰囲気をつくる。
- ②道徳及び各教科、読書活動等、様々な体験活動を推進し、いじめに向かわない態度及び能力を育成する。
- ③生徒会や学級委員会を中心に、生徒自らがいじめについて学び、考え、防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ④生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための活動を推進する。

(2) 早期発見

- ①日頃からの校内巡回による生徒観察及び生徒理解
- ②学期に1度のふれあい月間中のアンケート調査、ふれあいウィーク、SCによる面談を活用した教育相談等による実態把握や生徒が訴えやすい体制の整備。
- ④生活指導部会、学年会、企画委員会、職員会議等によるいじめに関する情報共有

(3) 早期対応

- ①いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全確保
- ②いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ③保護者への報告、支援
- ④保護者会での保護者への情報共有
- ⑤関係機関、専門家との相談と連携

(4) 重大事態^{*}への対処

- ①いじめられた生徒の安全確保
被害生徒の自殺などの最悪なケースを回避するため、複数の教員で見守る体制をつくる。また被害生徒が帰宅したかどうかの確認のため、家庭に連絡し、状況を把握する。
- ②いじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送れる環境の確保
被害生徒の心のケアがすむまで、場合によっては別室登校や保健室登校を実施する。また万が一、学校に登校出来なくなった場合は適応指導教室等へ通級できるようにする。
- ③関係機関、専門家との相談と連携
被害生徒及び保護者の心のケアを行うため、積極的にSCを活用する。またSCやSSWによる家庭訪問を実施する等被害生徒の家庭環境を把握し、最悪の事態を回避するため、保護者と緊密に連携し、被害生徒と保護者を支援する。
- ④いじめが犯罪行為として扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ⑤懲戒や出席停止
加害生徒に対し継続的に指導を行っても改善が見られず、被害生徒や周囲の生徒の学習が妨げられる場合は、校長の判断で懲戒を実施する。
- ⑥事実関係の調査または調査への協力
- ⑦重大事態発生後の教育委員会への報告及び調査協力

※「重大事態」の定義（「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」より）

1. いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

6. いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) 相談体制の整備

- ①ふれあいウィークの実施（1学期）
- ②ふれあい月間によるいじめ調査（学期に1回）
- ③三者面談（年2回）
- ④意見箱の設置（通年）
- ⑤全教員による校内巡回を通じた生徒への声かけ（通年）

(2) 関係機関等と連携した取り組みの推進

SC・SSW・子ども家庭センター・児童相談所・教育委員会・警察との連携を図る

(3) 教職員のいじめ対応能力の向上

- ①いじめの具体的な態様を共通理解し見逃さない
- ②気になる生徒に対し行動の記録をとる。行動の記録はファイリングしておく
- ③いじめ対応に関する校内研修会の実施等
- ④学校いじめ対策委員会の設置

【委員構成】

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、保健主任、教育相談担当教員、養護教諭、SC

【職務内容】

- ・月に1度定期的に会議を行い、生徒の現状把握や対応を検討する
 - ・いじめ発生時には学年や他の機関と連携をとり、いじめの解消に向けて協議する
- ⑤学校いじめ防止基本方針の策定（本紙）
 - ⑥学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働きかけ
 - ⑦学校サポートチームの設置

【サポートチーム構成】

校長、副校長、主幹教諭、PTA、子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、警察署員

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①インターネット（SNSサイト等）を通じて行われるいじめやトラブルを防止するための情報モラル教育の充実や保護者に対する啓発活動を行う。
 - ◇「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」等の利用の推進
- ②年1回程度のセーフティ教室の実施。

7 いじめ発生時の対応図

いじめ対策に向けたポイント

(1) 教員間の組織的対応

- ・些細なことも見逃さない
- ・報告、連絡、相談を怠らない
- ・学校一丸となって取り組む

(2) 生徒からの声を確実に受け止め、被害生徒を守る

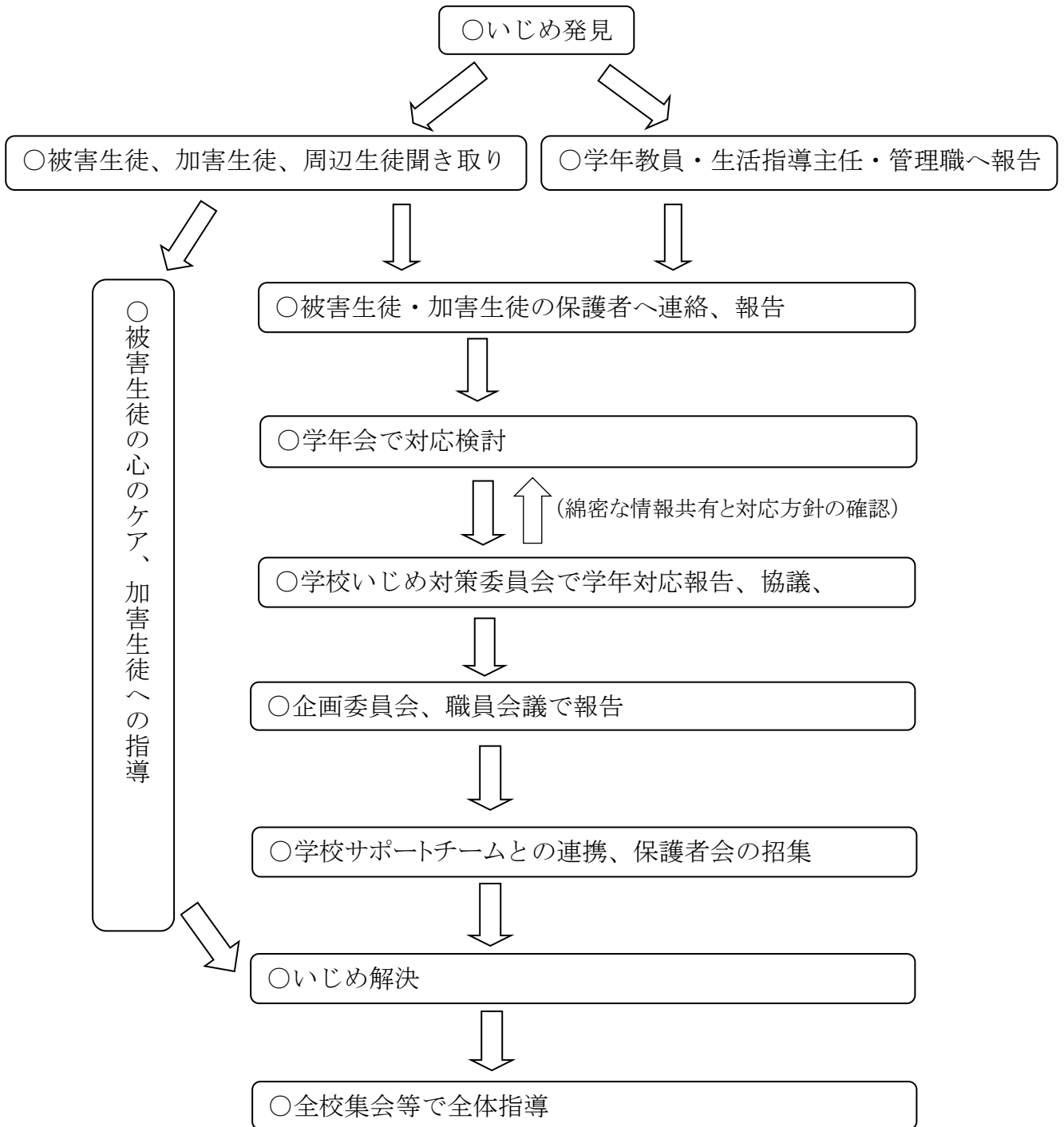
(3) いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校作り

(4) 保護者・地域・関係機関との連携

(5) カウンセリングの実施による心のケアに努める

- ・関係機関との連携を図り、SC、SSW、心理士の派遣の要請

【具体的な対応図】



8 サポートチーム等連絡先一覧

関係機関	問い合わせ先【肩書き】	連絡先【電話番号】
杉並区立松溪中学校	校長・副校長・生活指導主任	3392-7328
松溪中学校スクールカウンセラー	筒井 優子	3392-7375
済美教育センター	いじめ担当・教育 SAT	3311-0023
スクールソーシャルワーカー (SSW)		3311-1921 (特別支援課)
P T A	会長 武井 広子	3398-0326
子ども家庭支援センター		5929-1902
杉並児童相談所		5370-6001
杉並警察署	生活安全課 少年第一係	3314-0110